

規則名 岩手県産業廃棄物税条例施行規則

平成15年岩手県規則第87号

様式番号	様式名	関係規則条文
様式第 1 号	産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書	8
様式第 2 号	産業廃棄物税納入申告書	9
様式第 3 号	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	9
様式第 4 号	産業廃棄物税還付・納入義務免除承認（不承認）通知書	11
様式第 5 号	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書・最終処分場の設置等の届出書（登録票）	12, 15
様式第 6 号	産業廃棄物税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書、産業廃棄物税に係る廃業・証票の返納申告書	13, 14
様式第 7 号	産業廃棄物税納付（修正）申告書	9
様式第 8 号	産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書	19

なお、次の様式は、それぞれ岩手県県税条例施行規則で定める様式によるものとする。

様式番号	様式名	関係規則条文
様式第 22 号	納付・納入（払込）書	5
様式第 44 号	納税管理人申告書	5
様式第 45 号	納税管理人承認申請書	5
様式第 47 号	納税管理人承認（不承認）通知書	6
様式第 48 号	徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないことの）通知書	6

産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書

第 年 月 日 号

住所（所在地）
氏名（名称） 様

広域振興局長 氏 名 印

岩手県産業廃棄物税条例第14条第1項及び岩手県産業廃棄物税条例施行規則第8条第2項の規定により、次の最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定したので通知します。

なお、この通知書を受け取った日から起算して5日以内に同条例第19条第1項の規定による産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録をしてください。

最 終 処 分 場	所在地	
	名 称	

理

由

教

示

- この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 受  印 年 月 日 広域振興局長 様		特別徴収義務者	住 所 (所在地)	(電話)		
			氏 名 (名 称)			
			個人番号又は法人番号			
※ 発信年月日		最 終 処 分 場	所 在 地	(電話)		
通信日付印	確 認 印		名 称			
区 分		課税標準量 ①	税 率 ②	税 額 ①×②		
申 告 納 入		トン	1,000円	円		

- 備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。
- 2 課税標準量は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量を記載してください。
 - 3 税額の1円未満の端数は切り捨ててください。
 - 4 ※印欄は記載しないでください。

(表)

産業廃棄物税還付申請書
納義務免除

付
受印

年 月 日 広域振興局長 様	特別徴収 義務者	住 所 (所在地)	(電話)			
		氏 名 (名 称)				
		個人番号又 は法人番号				
※ 発信年月日		最 終 処 分 場	所 在 地	(電話)		
通信日付印	確 認 印		名 称			
		この申請に回答する 係及び担当者氏名		(電話)		
取立て不能分の課税標準となる 産業廃棄物の総重量		トン		還付又は納入義務の免除を 受けようとする額の総額		円
区 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分		
還付又は納入義務の免除の別	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除		
埋立処分を請け負った金額 (ア)	円	円	円	円		
(ア)のうち既に受け取った金額 (イ)	円	円	円	円		
取立て不能の金額 (ウ)	円	円	円	円		
(イ)に対応する産業廃棄物の 重量 (エ)	トン	トン	トン	トン		
納入すべき税額(エ)×税率 (オ)	円	円	円	円		
既に納入した税額 (カ) 納 入 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日		
還付を受けようとする額 (カ)-(オ) (キ)	円	円	円	円		
(ウ)に対応する産業廃棄物の 重量 (ク)	トン	トン	トン	トン		
納入義務の免除を受けようとする額(ク)×税率 (コ)	円	円	円	円		
埋立処分委託者の住所(所在地)及び氏名(名称)						
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由						
その他参考となる事項						

(裏)

記載上の注意

- 1 この申請書は、岩手県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定の適用を受けようとする場合に、広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに提出してください。
- 2 ※印欄は記載しないでください。
- 3 取立て不能分の課税標準となる産業廃棄物の総重量欄は、還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額に対応する各月分の合計を記載してください。
- 4 (ア)欄は、各月分の埋立処分に係る請負金額を記載してください。
なお、埋立処分以外の請負金額又はその他の売上金額がある場合で明確に区分できないときは、合理的な基準によってあん分してください。
- 5 (イ)欄は、各月分の埋立処分に係る金額として受け取った金額を記載してください。
なお、埋立処分以外の請負金額又はその他の売上金額がある場合で明確に区分できないときは、合理的な基準によってあん分してください。
- 6 (ウ)欄は、原則として貸倒れによる損金処理をした金額を記載してください。
- 7 (エ)欄は、各月分の埋立処分をした重量のうち受け取った(特別徴収した)埋立処分に係る産業廃棄物の重量を記載してください。
- 8 (オ)欄は、(エ)欄の数値に1トン当たり1,000円の税率を乗じて算定してください(1円未満の端数は、切り捨ててください)。
- 9 (カ)欄は、当該月に当該埋立処分を委託した者に係る税額のうち納入済みの税額の総額を記載してください。
- 10 (キ)欄は、(カ)欄の金額から(オ)欄の金額を差し引いた金額であり、その数値が正の値である場合は還付になり、負の値の場合は納入義務の免除となります。
- 11 (ク)欄は、取立て不能の金額(ウ)に対応する産業廃棄物の重量(当該埋立処分を委託した者に係る埋立処分をした総重量から(エ)欄の重量を差し引いた重量)を記載してください。
- 12 (コ)欄は、(ク)欄の数値に1トン当たり1,000円の税率を乗じて算定してください(1円未満の端数は、切り捨ててください)。
- 13 還付又は納入義務の免除を受けようとする理由欄は、埋立処分に係る料金及び税額を受け取ることができなくなった理由を詳細に記載してください。
- 14 この申請書には、産業廃棄物税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

産業廃棄物税 還付 承認（不承認）通知書
 納入義務免除

第 年 月 日

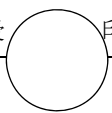
住所（所在地）
 氏名（名称） 様

広域振興局長 氏 名 印

還付
 年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税 納入義務免除 について、岩手県産業廃棄物
 税条例第18条第1項の規定に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないこと）します。
 なお、還付については、後日お知らせします。

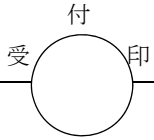
還付（納入義務免除）金額			円		
月別	申告税額	還付又は納入義務を免除すべき税額	差引税額	既に納付した税額	還付すべき税額又は納付すべき税額
	円	円	円	円	円
不承認の理由					
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

産業廃棄物税 特別徴収義務者登録申請書 (登録票)
 最終処分場の設置等の届出書

付 受  印		特別徴収義務者・納税者	住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	経 営 上 の 地 位	個人番号又は法人番号				
年 月 日	(電話)									
広域振興局長 様	(電話)									
最 終 処 分 場 の 概 要	所 在 地									
	名 称									
	許 可 年 月 日									
	許 可 番 号									
	最 終 処 分 の 規 模									
	埋 立 開 始 年 月 日									
	許 可 産 業 廃 棄 物 の 種 類									
	重 量 計 の 種 類									
納 税 管 理 人 住 所 ・ 氏 名					申 請 者 と の 関 係					
※ 登 録 事 項 の 変 更 等	年 月 日	記 事				摘 要				
※ 登録番号		※証票	番 号		受 領 印		返納年月日			
			第 号							

備考 ※印欄は記載しないでください。

産業廃棄物税に係る廃業(証票の紛失)申告(届出)書
証票の返納 破損、汚損



年 月 日 広域振興局長 様	特別徴収義務者・納税者	住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	経 営 上 の 地 位	個人番号又は法人番号			
		(電話)						
		(電話)						
最終処分場	所 在 地							
	名 称							
次に該当する番号を○で囲み、その欄に記載してください。								
1 廃 業	廃業年月日	年 月 日						
	証 票	第 号						
2 紛 失	紛失年月日	年 月 日						
	証 票	第 号						
3 破損、汚損	証 票	第 号						
※ 調査確認 事 項								
備 考	1 ※印欄は記載しないでください。 2 廃業又は破損若しくは汚損の場合は証票を添付してください。							

付 受 ○ 印 年 月 日 広域振興局長 様		申告者		住所 (所在地)	(電話)
		申告者		氏名 (名称)	
		申告者		個人番号又は法人番号	
※ 発信年月日		最終処分場	所在地	(電話)	
通信日付印	確認印		名称		
区分		課税標準量 ①	税率 ②	税額 ①×②	
申告納入		トン	1,000円	円	
修正申告納付	修正申告(a)	トン	1,000円	円	
	当初申告(b)	トン	1,000円	円	
	修正申告によって納付すべき税額 (a)-(b)			円	

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。

- 2 課税標準量は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量を記載してください。
- 3 税額の1円未満の端数は切り捨ててください。
- 4 ※印欄は記載しないでください。

更正、決定、通知（納税の通知）書
産業廃棄物税加算金決定

特別徴収義務者（納税者）
住所（所在地）
氏名（名称）様

第 年 月 日

広域振興局長 氏 名印

次のとおり更正、決定加算金決定したので通知します。

なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

事務所又は事業所		所在地			名称		加算金額				計
年度	月別	申告期限	申告書提出年月日	税率	更正、決定額 課税標準量 税額	申告額 課税標準量 税額	差引過不足額 課税標準量 税額	区分	対象不足税額 加算対象不足税額	率	
	・	・	・	1,000円				過不重			
	・	・	・	1,000円				過不重			
	・	・	・	1,000円				過不重			
	・	・	・	1,000円				過不重			
	・	・	・	1,000円				過不重			
合計納入（納付）金額									過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 加算金計		

理由

教示
1 この処分不服がある場合は、この通知（納税の通知）書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考
不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知（納税の通知）書で指定した不足税額の納期限又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（当該年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。